

# 第十三回 参議院電気通信委員会會議録第二十九号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前十一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君  
理事 尾崎 行雄君  
山田 節男君

委員

大島 定吉君  
寺尾 豊君  
新谷寅三郎君  
小笠原三三男君  
水橋 藤作君  
池田七郎兵衛君

国務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君  
電気通信大臣 佐藤 榮作君

政府委員

電気通信 平井 太郎君  
政務次官 山下知二郎君  
電気通信監 山岸 重孝君  
官房人事部長 田辺 正君  
電気通信省 業務局長 花岡 薫君  
電気通信省 國際通信部長 後藤 隆吉君  
事務局側 常任委員 柏原 栄一君  
常任委員 会専門員 中山 均君  
日本銀行政策 委員 秋山孝之輔君  
日本専売 公社總裁

参考人

日本銀行政策 委員 秋山孝之輔君  
日本専売 公社總裁

第十四部 電気通信委員会會議録第二十九号 昭和二十七年五月三十日【参議院】

RCA通信 チャアレス・バ  
社駐日代表 ルケイ・ジュ  
マツケイ無 ニングス君  
無線電信会社 ジェームス・  
副社長 フォームス・チ  
(通訳 森 正一君)

本日の會議に付した事件

○日本電信電話公社法案(内閣送付)

○日本電信電話公社法施行法案(内閣送付)

○國際電信電話株式会社法案(内閣送付)

○委員長(鈴木恭一君) これより委員會を開きます。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案、國際電信電話株式会社法案、いずれも予備審査、これを議題といたします。総括質問が残っておりますので小笠原委員お願いいたします。

○小笠原三三男君 昨日は経営委員會、役員等について一般的な質問をいたしましたのでございますが、本日は職員の方について一応お尋ねしたいと考へるのですが、高効率、高賃金制というのをどう政府においてお考えですか、お尋ねいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) お尋ねの点はいろいろ点か私ちよつとつかみかねますが、まあ高効率、高賃金ということとを事業官庁においてしは、申請しますのは、この独立採算に徹底して参つて業績がよくなる、その業績をよくするために、やはり効率を上げてもらわないと業績がなかく上らない。

業績が上りますならば同時に給与等においても改善されるのだ、こういう意味で、私も特別事業官庁における業績を上げる意味において高効率を主張し、同時にこの種の特許企業におきましては一般職員の給与にのみ縛られないで、やはり作業官庁には作業官庁にふさわしい給与制度を考へるべきだといふので、只今のお尋ねのような、目標と申しますか、基本的な考へ方をいたしておるわけでありませう。

○小笠原三三男君 提案理由の説明の中にあります才能給を加味した特殊の給与制度を定めることになつておるが、このことですが、これは定めるおつもりなのですか、又能率給を加味した給与そのものは、今の現業庁において実施されておるのでございませうか、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) かねてから作業官庁の給与につきましては、只今御指摘のような点を加味して給与を作るべきだ、まあ特別な報奨制度を設けておるのでございませうが、この前の給与規定の改正等におきましては、不幸にしてこれが実現を見なかつたのでございませう。今回公社等に移行いたしますれば、かねての狙いでもありまするし、給与準則を作り出す際に、この従来の報奨制度は是非とも取入れたい、かような強い考へ方をいたしておるわけでありませう。

○小笠原三三男君 私は今行われておるような報奨制度そのものを、いわゆる賃金体系において能率給であるといふ方には一概には考へられないので、能率給を加味した給与体系というものは、民間においては今ほつて行われておるが、一般官庁においてこれは体系として実施されておる向きはないのじやないか、こう考へるのにはこれは非常に新しい日本の各方面に与える影響の大きい基本的な労使関係について規制して行く重要な事項だと考へるので、それでこれはあとで政府委員等にお伺いしてもいいのですが、一般的に政府として考へたに構想はいろいろ形態のものをお考へになつておられるのか、あつたらお示し願いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申しますように、又小笠原さんが御指摘なさいますように、現在までにはこの種の給与規定はないのでございませう。ただ私が扱つておりましたこの電気通信の業務の実態等から見まして、又職員の強い要望もありましたので、これを人事院で出します給与法の中に取入れるべくいろいろ過去において努力をした、併しながらそれが実現を見なかつた。で今回公社に移りまして給与法の規定とは別に給与準則を作る際におきましては、かねてからの申合せもありませんし、是非ともそれを実施したい、かようなことを申しておるわけでございます。内容等につきましても、詳しくは後ほど人事部長からでもお話をいたします。

○小笠原三三男君 ではこの公社として人事管理或いは労使の関係を規制することにおいて国有鉄道或いは専売公社等の紛争処理、或いはその形式なり手続なり等についても相当なり参考にせられたことと考へますが、この法律案で見ますと、大体他の公社の経験に照らして、何と申しますか、新らしく創意を加えたと思はれる点は労使関係においてははなにより思ふ。で今の公労法等において賃金なりの問題が団体交渉の対象になつておるが、實際他の公社においては、国鉄の横山君の公述にもございましたが、この法案で見ますと七十二条に制約せられて、いわゆる給与準則を定めるけれども、その予算総額は抑えられておる。従つて国有鉄道等においてもこの団体交渉の際において、当局は当事者に能力はないのだ、政府にある、こういう状態になるので、根本的な解決を得ない。それでこういうあり方は公社として運営されて行く上において非常に遺憾だ、削除したらいだらうという意見等があつたのですが、佐藤大臣はまあ国有鉄道のはうは専門家であり、又過去において当局者としてやつた御経験もあつたわけですが、それは無論この関係以前の経験であつても、従業員諸君がこういうことで非常に不満を感じておる、又このことが紛争の種となつて、政治闘争というやうな形で、いい悪いは私は結論は別でありますけれども、批判せられる。こういうことはやはり今回出ます公社においても起つて来るのじやないかということをお考へる

のです。他の公述人も例を昨日申しました。が、事業予算等について拘束を除く去するようにして、自由調達にやれというような趣旨等からいつても、これらの問題について何と申しますか、毎会計年度において利益等が出て来る見込みがあり、その利益金の予想というものが当初において考えられるような場合において、必ずしも予算総額をきめてそれで縛られる必要はないのじやないか、こういう考えも常識的にするわけですか。この点に就いて一つお伺いしたいということ、公社運営上公労法のほうについて検討を加え直さなければならぬと考えられた点があるか、今の公労法でいいのだという考えているのか、政府の所見をこの際伺いたい。

○国務大臣(佐藤栄作) 只今のお話は至極御尤もお尋ねであります。で話の順序から申しまして、公労法のほうから先に申しますが、今回公社にいたしますと、当然公共企業体関係労働法の適用を受けることに相成るわけでありまして、従いまして在来の電気通信として一般公務員法の適用を受けていたときはこれは変つて参るわけでありまして、その意味では鉄道やそれから専売関係の職員と同じような労働関係に立つわけでありまして、今回の労働法の改正に際しまして、かねての主張であつたと思ひますが、企業官庁の職員については特別の法規と申しますか、一般公務員法そのままを適用しないので、労働関係においては特別な立法をすべきだという主張をいたしておつたわけでありまして、この意味におきまして郵政省職員に対しましてはこれに準じたような処置がとられるようなこと

に相成るわけでありまして、そこで基本的な公共企業体労働法から見まして、その内容等について労働省自身もいろいろ検討を加えておられると思ひますが、過去の実績等から見まして、これに對しましてはいろいろな批判があると思ひます。個人的な意見に相成るものであります。その意見は別といたしまして、今日の状況におきましては、まだもう少し経験を積むべき状況ではないかというのが最終的な結論でありまして、今回は公社に移る、その関係において公労法の適用を受けるというので、一応経過をいたしておるわけでありまして、それについてまたも調停委員会等の事務処理方法は労働省においてこれを一本化する、こういうような点は今後行われるわけでありまして、この公労法適用の点についての根本的な問題は、これは又他日の機会の問題に譲らして頂きたいと思ひます。

而して先ほど来お話のありました公社に移行した場合の給与総額というものが予算で縛られていて、事業官庁にふさわしい、事業体にふさわしいような給与がなか／＼できにくいんじやないか、こういう問題であります。殊に経過の問題といたしまして、本年の予算はすでに御審議を頂いて経過いたしましたものであります。この経過の問題といたしまして本年は特に窮屈さを感じたのではないかと、これは過去におきまして鉄道公社の場合にそういう経験を嘗て参りましたが、本年に關する限り予算が非常に明確になつておられますから、給与を年度途中において増額するということは、鉄道の場合に経験したと同様に予算上資金上それだけの余裕がないというような結論に

なるのではないかと、かように考へる次第であります。併し来年度以降の問題におきましては、この給与総額が決定を見ますから、そこで私もがモットーにしては、高効率、高賃金というものを如何に運用して参るか、ここに一つの問題があるように考へるのであります。給与総額を決定いたしましたゆえんのもの、やはり政府関係職員といたしまして、一般公務員との差を均一にする、こういう意味ではないのであります。やはり比較考慮する余地は政府としてはいたしたいように考へるのであります。政府関係職員も一般職員もやはり基準になりますものについて考へるだけこれを近接して参りたい考へをするのであります。かように考へますと、予算制度を残す限りやはり給与総額を予算できめるといふことは、これはあり方として止むを得ないように考へられるのであります。

併しながら一般公務員はこれはいわゆる事業を遂行して行くわけにはないのでありますので、事業遂行上の特殊な問題がいろいろ考へられて来るのは当然だと思ひます。例えて申しますれば、過去におきまして定員査定等から見ましてオーバー・タイム、超過勤務の手当等につきましても相当の標準はできております。併しながら今後の實際問題等から考へますれば、こういう問題もオーバー・タイムをたくさん取るように働かすという意味ではなしに、事業遂行上必要であり、オーバー・タイムの勤務をいたしますれば、その実情に合ったような給与が支給されるのはこれは当然のように思ひ、当然に考へて行かなければならぬだろうと思ひます。この種の問題であるとか、

或いは又事業が非常に発展したして参りまして、そしてそれが特別な職員の努力によつてそういう結果を招来したと考へられるならば、こういうものにつまみまして特別な方途を考へて行く、こういうような制度、先ほど申すような考へ方の編成制度等も当然取入れて参るわけでありまして、総額自身が縛られておりました非常に窮屈なのだ、かように考へますと、いわゆる事業官庁の給与総額というものはどうして弾力性を持たざるを得ないのであります。これが事業官庁の特殊性であります。だから基準給与額だけのものについては、これは政府全般といたしましての標準を考へて参ります。が、事業の規模等から考へて割出される給与総額でありますので、国家財政には予算編成上において、いわゆる文字の上に出たものとは中味が變つて来るのは当然のように私は考へておる次第であります。従いまして一般の民間会社におけるような非常な融通性のあるものにはこれはできない、これは無理だ。併しながら政府関係機関であるという性格から、一般公務員の場合とは別な給与準則を定めるべきではないか、かように考へておる次第でございます。問題は一般会社のように非常に余裕のあるものではないけれども、その企業体としての事業遂行上当然出て来る繁栄並びに規模の大小との関係におきまして、運用の面においては或る程度は考へられるということが申されるように私どもは理解をいたしておる次第であります。

○小笠原三三男君 国鉄公社の場合を例にしますと去年においても現に

あつたことですが、年末給与等において一般公務員が八割支給と決定になつておつておる。国鉄公社のほうは予算がない、それらのことから三千五百円なり四千円なりという一応の取極で、一般公務員並みに給与が支給されなかつた。どうにも手の施しようがなかつたというような事情も起り、又総裁などもいろいろ苦慮せられて、政府関係と折衝しても政府からは金が出ない、こういうようなことで困つた実例があつたように思ふのですが、そういうようなことはこの公社としては絶対あり得ないのか、そういう問題から、この点ややはり逆な場合の例でございまして、私たちがとしては問題にならぬと思ふのです。この点についても一つお伺いしたい。今に補足してお伺いしたいし、それからこの職員の問題については、もう一つは一般にこの法案によりまして、体系上からいつて職員に対して規制する部分の法律事項が案外に多いように思われる。そして他の経営委員会なり役員なり、或いは経営のための方針等の規定は案外骨格だけにとどまつており、公社の自由裁量ということが十分あり得るような点がある。ところが職員個々の問題については一般公務員のそれらと同じように相当規制せられておる部分が多い。それでまあ率直に言つて、公述人の労働関係を代表するほうのかた／＼の意見を聞きますと、仮に例えれば三十二条等における職員の身分について規制した部分については、これは公労法においても団体交渉の対象となり得る部分のものだから、それらについては一切削除して、それ／＼の労働関係の協約に委ねたらどうか、或いは公社自体

例にしますと去年においても現に



から言うて重要であるかと思ふ。私としては今の大臣の均衡を得るといふことについては、意見になりますけれども、必ずしも賛成できない。どうも高効率、高資金の理論的なものを背景として、そういう結論は出て来ないのじやないかと考へる。

○国務大臣(佐藤) 抽象的なお話をかりましたので、小笠原さんから積極的な御批判を頂いて非常に私も恐縮に思つておりますが、先ほど申しましたが、一般官庁の職員と企業体の職員で先ず配合を考へますと、考へて申しますのは、基本的な給与でありまして、これは本給並びに年末等の手当、これが総額が大体均衡をいつも要求されるものであります。従ひまして総額としての金額がきまつておきますと、いわゆる給与の総額が決定を見ておるといたしますと、その中の使い方の問題に相成るわけでありまして、先ほど来申上げるような議論にならざるを得ないのであります。併しながら事業体としては特別な事業遂行上からいろいろ諸手当も考へて参らなければならぬのであります。そういう面におきまして高効率というものがやはり働いて来る面が多分にあるのであります。又規定の面ではいろいろお話がありました、この公社法の条文中に規定いたしております関係の条文は、むしろこの身分保障の規定が大部分であるのであります。この身分保障に関する規定が多いといふことは、これはむしろ職員に對して安心して手を与えるのではないか、この規定の条数が多しことは、この意味においては、場合によりましてこれが組合と管理者だけの話しでなくて、国会

の御審議を経るということが、この法律で規定されるだけに安心ができるものではないかと思ふのであります。これを御覧になりますとおわかりになりますように、職員の任用なり給与等の問題は、やはりこれは任されておる部分であります。従ひましてこの条文自身の問題には余力を置かれぬので考へて、先ほど来のような御批判をなされぬで、一つ条文を見て頂きたいと思ひます。又一般公務員法なり或いは人事院規則による職階なり任用等の面では、これらのもの適用を受けないだけで、これはもう企業体にふさわしい制度が今後作られるわけでありまして、この辺にも非常な期待があるわけでありまして、これらのことを考へて参りますと、在来から見ますと相当のプラスがあるように思ひます。殊に給与の問題で先ほどからいろいろ御批判を頂いておられますが、成るほど給与総額は決定は見ておられますけれども、給与予算のこの内部におきましては或る程度の弾力性が考へられるのであります。将来の問題になる部分もありませんが、弾力性が考へられますので、冒頭にお話のありました奨励手当制度等によりまして、事業の業績が上りますれば、やはりこれに對しての給与がで

きるといふようなわけで、私どもは相

際に公社予算は特別に作つておりませんから、今年は今までのところでは相当窮乏な状態に置かれておる、在来と同じような考え方で見て行かざるを得ないといふことに相成るわけであり

ます。その関係は郵政省のほうの職員につきましても同様なことと言われるのであります。殊に労働法の改正も、いつからこれを実施するかという

が直営であるものと違ふ点について、関連しておる点に集約してお尋ねしたいので、そういうことをお尋ねして置きたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤) 公社が私企業への移行段階であると言われることについては私は異存があるわけであり

ます。ところが同じような国の経営しておる企業体ではあり、そうして同一の人間が両省を所管しておりますが、企業体にはやはり企業体の特質があるわけでありまして、又その独立採算の建前を採用いたしまして、事業

自体の消長等もありまして、大筋の給与は同じでありまして、やはり幾分か特殊な性質が双方にあるわけであり



であつたので、そのために設備拡張資金等におきまして、そのとき々の国家財政の枠に左右され、十分且つ安全な資金を獲得することが困難であつた。更に企業経営の基本である財務、会計、人事、管理等についても一般官庁と同一の規律を受けて活潑な企業活動を阻害されて来た。そういう面が少なくないので国内通信部門については公社に、国際通信部門については公社経営にいたしたいと、こう申しておるの

であります。当委員会といたしましては、事柄の重大性に鑑みまして慎重に審議をいたしておるのであります。先般公聴会を開きまして、各方面の御意見を伺つたのでございますが、今回更に只今申上げましたようなお四人のかたに御意見を伺いたいと思つたのでございますが、中山さんは日本銀行政策委員会委員として特に金融方面の御造詣が深いのでございまして、そういう面から公社法或いは公社並びに会社ということに対して御意見を承わることができれば幸いと存じます。お忙しいところをわざわざおいでを頂きまして誠に有難うございました。厚くお礼申上げます。それではこれよりお願いいたします。

○参考人(中山均君) 日本電信電話公社並びに国際電信電話株式会社、この法案につきまして一応拝見いたしました。今御説明によりまして、なお一層その点が明らかになつたのですが、実際問題で日本の電信電話は官営でありますためか、非常に電話の開通も需から見まして、何とかこれを改善することが非常に急務だと思つて、今もお話のような国家財政に縛られま

して、なか／＼そう思うように行かない、こういうのを直すには、結局公社或いは民営どつちにすべきか、これが私には一つの問題と思つて、民営もあらゆる点から見れば必ずしも悪いとは思いませんが、併し今日のような大きな設備を持つておりまして、そういうおる場合に、これを民営にすぐするといふことは、非常に膨大な資金を要しまするので、又電信電話の公共性から見ましても、直ちに民営にしますことは当を得ません。むしろ公社案のほうが適當ではないか、こう私は存じます。そこでこの公社になります場合に、おきましての考え方が、御承知の通り、今日まで相当の赤字が出ておりますわけでありまして、従つて今後金融につきましても、民間の金融をこの際取入れるということは非常に困難があるのではないかと、今年の、安本の二十七年の計画から見ましても、大体の債券の募集の見込みから見ましても、もうすでにその大部分が電気とか、鉄鋼関係にそれ／＼百二十億とか、六十億とか計算されておられます。その他の債券も非常に起債が圧迫されておるといふのが現状であります。従つて電話債券で若し民間から金を得ようというようなことは私は非常に困難が多いと思つておられます。その点の一つの困難の点と、それから経営の問題ですが、二十五年度は御承知の通り九億円の赤字が出ておられます。二十六年度、二十七年年度は大体赤字が十八億から出ておられます。併し調べてみますとその大部分が国際通信から得た利益が非常に大きいのであります。こういう点から見ますと電信電話が今のような程度で行きますと、なか／＼料金を引上げることは非常に困難さ

強いと思つて、その点から行きますと相当経営に骨が折れはせんかといふことを痛切に感じます。

なお経営上一層困るではないかと思われ、これは給与の点であります。これも御承知の通り今日の公務員の給料のベースから見まして、すでに前例のありまますような国鉄のベースを見ましても、それよりも或る程度上廻つておられます。公務員給与よりも七割以上引上げられておる。こういう点から見ましても、又専売公社の賃金ベースを見ましても、これ又公務員から見まして三・三六割上つておる。こういう点から見ますと、この点は電信電話というものを特別会計にしまして給与面において融通がつかますだけに支給量が殖える、本年見込まれておるのは御承知のような二百五十二億でございますが、これが若し専売公社並びにベースが上つたとしまして八億円の増になつておりました。若しこれが国鉄と同じならば十九億ぐらいの増になつておられます。こういう点から見まして給与ベースが便利になると共に、或る程度上ることが考えられます。なお資金ですが、民間資金は御承知の通り今資本蓄積が非常に足りませんので、相当今お使いになつておるような金から見ますと相当に金利が高くなつておる。これは実例といたしまして、利附の興業債券の発行利廻りが年八分六厘三毛、日歩にして約二銭三厘七分、優良社債が御承知の通り一割一分三厘九毛、これは平均ですが、日歩にして三銭一厘、こういうのが現状における民間の資金の大体のあり方です。然るに今までの電信電話のこの金を見ますと、相当に政府の金或いは日本銀行の

特別な金とか、或いは見返り資金というふうなものも相当安くなつておりまして、従つて便利にはなりません。経費が増して来る。又御希望のような民間資金を利用しようとしてしましてもなかなか、今後長い間には考えられませんが、こゝ一、二年ではそういう金が得られることに非常に困難さがある、こんな感じがしてはいます。なお多少の資料は持つておられますが、大体の大きさの考え方は、それはそんなふうにしておられます。

それから国際電信電話の問題ですが、これはお話にもありました。いろいろな国の例から見ましても、民営に移すということが、やはり民間会社にするというところが私は適當だと、こう存じます。併しこれも御承知の通り政府が現物出資しまして、そうしてこれを評価を考へなかつて、余り時価に近づくようなことをしますと相当に高くなりまので、従つて非常に困難さがあるではないか。その再評価には相当の苦心を願つたほうが後の発達上よくはないかというふうな感じもいたしておられます。それから資金の調達の問題も先ほど申上げた通りでございます。金利負担の増加もこれは先ほど申した通りであります。経費の増大もやはり先ほど申したような程度で従来よりも多少上る、こういうふうな点を考へてみますれば、民営にいたしました結果相当発達は私にはあると思つて、併し急ぐにそれによつて民営に移し得たら安いものが得られる、これは今のところ考えられない。こんな感じがしてはいます。

一応の自分の考え方をだけ申上げます。

○委員長(鈴木恭一君) 委員のかたに申上げますが、若し御質問がございましたらこの際御質問をお願いいたします。

○山田節男君 今の中山さんの日銀の政策委員として全體的に御覽になつて、いわゆる資金の借入れということに非常にむずかしいだらう。殊に民間資金といふものは鉄鋼業とか、或いは電源開発とかいろいろなものがある、それが枯渇しておるといふことは、これは私も大体そういうふうな見通しが持つておるわけでありまして、日本電信電話公社、これはいわゆる御承知の通り非常に膨大な資本でありまして、法案によつていわゆる、狭義資本で設立するといふことを申しておるのですが、それにしても評価の価格はどうなるかわかりませんが、昨年の八月に佐藤電通大臣が言明したところでも、およそ三億七千万ドルぐらいの価値があるといふことを言つておる。そうしますと今度公社になりまして電話の建設工事、いわゆる従来見返資金でも何百億円というものを借りておつたので、中山君の見通しとしては、例えば電話の拡張、敷設、普及といふことについて少くとも何百億という金が必要と思つておる、これは日銀の方面から考へても、或いは民間資金、或いは電話債券で吸収する面においても不可能とは思つておる。そういうふうにおつしやつたと思つて、よほど困難だといふ意味はどのぐらいの可能性があると見たらいいでしょうか。

○参考人(中山均君) 今の見通しであります。日本銀行で直接持つといふことはこれは法律上できておりませんが、いづれ強いてやりましても、必要

○委員(鈴木恭一君) 委員のかたに申上げますが、若し御質問がございましたらこの際御質問をお願いいたします。

○山田節男君 今の中山さんの日銀の政策委員として全體的に御覽になつて、いわゆる資金の借入れということに非常にむずかしいだらう。殊に民間資金といふものは鉄鋼業とか、或いは電源開発とかいろいろなものがある、それが枯渇しておるといふことは、これは私も大体そういうふうな見通しが持つておるわけでありまして、日本電信電話公社、これはいわゆる御承知の通り非常に膨大な資本でありまして、法案によつていわゆる、狭義資本で設立するといふことを申しておるのですが、それにしても評価の価格はどうなるかわかりませんが、昨年の八月に佐藤電通大臣が言明したところでも、およそ三億七千万ドルぐらいの価値があるといふことを言つておる。そうしますと今度公社になりまして電話の建設工事、いわゆる従来見返資金でも何百億円というものを借りておつたので、中山君の見通しとしては、例えば電話の拡張、敷設、普及といふことについて少くとも何百億という金が必要と思つておる、これは日銀の方面から考へても、或いは民間資金、或いは電話債券で吸収する面においても不可能とは思つておる。そういうふうにおつしやつたと思つて、よほど困難だといふ意味はどのぐらいの可能性があると見たらいいでしょうか。

○参考人(中山均君) 今の見通しであります。日本銀行で直接持つといふことはこれは法律上できておりませんが、いづれ強いてやりましても、必要

○委員(鈴木恭一君) 委員のかたに申上げますが、若し御質問がございましたらこの際御質問をお願いいたします。

○山田節男君 今の中山さんの日銀の政策委員として全體的に御覽になつて、いわゆる資金の借入れということに非常にむずかしいだらう。殊に民間資金といふものは鉄鋼業とか、或いは電源開発とかいろいろなものがある、それが枯渇しておるといふことは、これは私も大体そういうふうな見通しが持つておるわけでありまして、日本電信電話公社、これはいわゆる御承知の通り非常に膨大な資本でありまして、法案によつていわゆる、狭義資本で設立するといふことを申しておるのですが、それにしても評価の価格はどうなるかわかりませんが、昨年の八月に佐藤電通大臣が言明したところでも、およそ三億七千万ドルぐらいの価値があるといふことを言つておる。そうしますと今度公社になりまして電話の建設工事、いわゆる従来見返資金でも何百億円というものを借りておつたので、中山君の見通しとしては、例えば電話の拡張、敷設、普及といふことについて少くとも何百億という金が必要と思つておる、これは日銀の方面から考へても、或いは民間資金、或いは電話債券で吸収する面においても不可能とは思つておる。そういうふうにおつしやつたと思つて、よほど困難だといふ意味はどのぐらいの可能性があると見たらいいでしょうか。

○参考人(中山均君) 今の見通しであります。日本銀行で直接持つといふことはこれは法律上できておりませんが、いづれ強いてやりましても、必要

○委員(鈴木恭一君) 委員のかたに申上げますが、若し御質問がございましたらこの際御質問をお願いいたします。

○山田節男君 今の中山さんの日銀の政策委員として全體的に御覽になつて、いわゆる資金の借入れということに非常にむずかしいだらう。殊に民間資金といふものは鉄鋼業とか、或いは電源開発とかいろいろなものがある、それが枯渇しておるといふことは、これは私も大体そういうふうな見通しが持つておるわけでありまして、日本電信電話公社、これはいわゆる御承知の通り非常に膨大な資本でありまして、法案によつていわゆる、狭義資本で設立するといふことを申しておるのですが、それにしても評価の価格はどうなるかわかりませんが、昨年の八月に佐藤電通大臣が言明したところでも、およそ三億七千万ドルぐらいの価値があるといふことを言つておる。そうしますと今度公社になりまして電話の建設工事、いわゆる従来見返資金でも何百億円というものを借りておつたので、中山君の見通しとしては、例えば電話の拡張、敷設、普及といふことについて少くとも何百億という金が必要と思つておる、これは日銀の方面から考へても、或いは民間資金、或いは電話債券で吸収する面においても不可能とは思つておる。そういうふうにおつしやつたと思つて、よほど困難だといふ意味はどのぐらいの可能性があると見たらいいでしょうか。

止むを得んとすれば民間で引受け  
てやれば日本銀行でオペレーションで  
買うという手はないではありません  
が、今御承知のような金融機関以外に  
こういう債券を持つという人は日本の  
中には今のところは非常に少ない。殆ん  
ど金融機関でなければ消化ができな  
い、現状においては九割以上金融機  
関が持つております。その金融機関  
中の都市銀行というものはかなりオー  
バー・ローンになつておつて、銀行は  
どこも貸出しが多い。こういう現状で  
あります。そこへ持つて行つて今言つ  
たような電気とか、或いは発電とか鉄  
鋼、造船というような、いわゆる捨て  
て置けないようなもの、なにかが今  
湧いておる。無論この問題を捨てて置  
くべきではありませんが、そういう方  
面へ金を取られますと、なにか／＼今  
のところでは私は民間で金を得ようとい  
うようなお考えでこれを考えたとすれ  
ば、今のところは非常にむずかしいが  
多くはないかということ、まあいろ  
いろ電話のことでありますから、或い  
は電話を持つ人に債券を買つてもら  
うとかいいう／＼な手は今後出て来よ  
うとは思いますが、金融機関で持つこ  
とは非常に困難さが強いというよう  
な見通しをしておるわけでありませ  
ん。送債券その他を考へてみまされ、相  
当利用者も買つておられますから、或  
いは電信電話になりますと今非常に需  
要者があつますから、債券を買つてく  
れと言へば、或る程度電話の架設を非  
常に希望しますから、そういう点から持  
つ者が或いは出るかも知れませんが、  
一般の金融機関の事情からいたしまし  
て非常に困難が多い、非常に御想像  
以上の困難ではないか、こんな感じが

してあります。不可能とは言いません  
けれども、非常に困難が多いと思  
います。

は続くものと私どもはそう信じており  
ます。

相当或る程度持つております。ただ簡  
単に金だけ向うから借りて来まして、  
そうして内地にこれを再でばらまくと  
いうことになりますると、やはりいろ  
いろなインフレの悪作用が出て参りま  
す。そういうことは余りしたくない。  
できます限り物価と通貨の安定を因つ  
てそうして進みたいという見地から見  
ますると、ここでただ外資をすぐ持つ  
て来れば非常に日本がよく行くとい  
うような感じも持つておられますので、  
そういう点から言ひましても、すぐ金  
だけ入れますことにつきましては私ど  
もとしては非常に賛成しにくいような  
感じがしております。実際問題から言  
ひましても非常に困難さがあるのでは  
ないかというようなことを感じており  
ます。

があれは日銀として最大の便宜を計つ  
て行けるものかどうかということ、そ  
ういふことができませんか。

○山田節男君 これは電信電話が公社に  
なりまして、とにかく第一着手として電  
話というものが重点になるわけですが  
今おつしやつたように電話債券とか或  
いは負担金を持たせるということとはこ  
れは電通省も従来負担金制度は現在や  
つておりますし、電話債券も昔やつた  
のですが、大体電信電話公社ができて  
したら電話の普及ということも勿論第  
一義的にやらなければなりませんけれ  
ども、主な点は競争をい／＼破壊さ  
れたようなものをこれを復旧しなければ  
ば電話の能率が上らないということが  
多少あります。これはもう電話の要求  
者から債券或いは負担金等で賄う部  
面が、私どももよりこれはまだ電  
通の事務当局に具体的な数字はまだ示  
さしておりませんが、併しこれは  
は相當な金が必要だ、これも併し  
めにやればやはり何百億という金が必要  
になります。そういういたしますと電話の需要  
者が債券の形、或いは負担金をこれ  
を受持つという意味においてやる、これ  
は別として、忽ち電話の復旧に對  
しては建設資金というか、こういう面  
に例えば二百億、三百億という金を、  
これを計画いたしました、この秋或  
いは来年の春等からそういう實際の資金  
の問題にぶつつかつた場合、例えばこの  
秋の十一月、十二月或いは来年の三月  
頃までの時期を見通しして、今や  
りあなたのおつしやつておるような予  
想以上の困難だといふやういふ予想は  
やはり統くものと見てよろしうござい  
ますしよろか。

○山田節男君 これからも一つこれ  
は電信電話公社も、それから国際電信  
電話株式会社もそうでありますが、そ  
ういつたものに国内資金がなか／＼融  
通できないという場合に、他に方法を  
求めると言へば外債しかないものであり  
ます。外債或いは外債導入の方法を講  
じなくちゃならんじやないかと思ひま  
すが、大體中山さんが御覧になつても  
う政府的な借款でなくて、飽くまでコ  
ンマーシャルな投資が今後特にこうい  
つたような通信関係に對しての外資の  
導入、これは外債の形式をも含めてそ  
ういふものが見込みがあり得るかどう  
かということはこの一年以内ぐらいな  
見通しをよろしうございしますが、あ  
たの見通しをお伺ひいたしたいと思  
ひます。

○山田節男君 もう一つ資金に關係し  
てですが、これは政府が出した法案に  
よりますと、資金計画は国会の議決を  
経たず算に基いて四半期ごとに資金計  
画を出しておる、それを郵政大臣、大  
蔵大臣、会計検査院に提出しなくちゃ  
ならんということにしておるのであり  
ますが、若し国会の議決を経た予算と  
いふものを含めました場合、その資金  
計画というのに対しては、これは  
は、若しこの法案通りにやるとすれば  
大蔵大臣もこれは責任を持つというこ  
とになる。そういういたしますと郵政大臣  
並びに大蔵大臣がこれは妥當なりと見  
た額を、日銀の政策委員会が御覧にな  
つて今の資金政策から見てどうもこれ  
は困るというやうなことが、今の情勢  
だとそういふやうなことが、今の情勢  
が、これは成規に国会の議決を経た予  
算に基いて出した資金計画の資金に對  
しまして、大蔵大臣、郵政大臣の保証

○山田節男君 これは資金には直接關  
係ございませんが、あなたが経済人と  
して、又金融人としてのお考えを伺  
たいのですが、今回こうして電通省が  
国内の電信電話をこれを公社にして、  
そうして国際電信電話は民間にいたす  
という案でございます。これは従来  
の、特に終戦後の経理面を見ますと  
と、これは電信電話の部面は赤字でござ  
います。今あなたのおつしやつたよ  
うに、国際電信電話が二十億に近  
い利益を挙げると、これはほうはあなたのお  
つしやるやうに公社でやる電信電話は

七

赤字というものはつきりしてある。従来とかく二十億の金でカバーして辛うじて赤字を補填するという状況である。それは民間会社にしてしまつて、儲からんものを公社にしてしまつた。これはかなり民間企業の能率本位でサービスをよくしようというのでありますが、これは今あなたのお話から伺つて、こういう赤字だらけの公社ならば第一債券の受手が無い。それから金融者にいたしましたとしても、そういったようなものに対しては国家的な意味からいつても、いわゆるコンマーシャル・ベースで行く、普通の企業より危険は少いかも知れない。併し私は金融業者のインテレストというものはそれに向わないと私は思います。どうでしようか、これは儲かるようなもの、赤字をカバーし得るような国際電信電話とそれから赤字のものと一緒にしておる公社ならばまだ金融家として投資のインテレストはあるけれども、そうでない場合には無いのじやないか。併しあなたも国際電信電話を民間にすることは適当だと思つて、どうしようかとお考えです。ところが、この点はどうかお考えです。また、おつて公社にしたほうが金融から考えて、いというようにお考えになりますか、どうですか。

○参考人(中山均君) 私は一体全部両方ともに民間のほうが将来いいということをして信じている一人でありますけれども、現状のような日本の資本の蓄積から見ても、とても電信電話のあの歴大なる資産を評価して、これを民間へ移すなどということは容易なことではない。これは非常に不可能だ。そうしますれば、今の場合、官営で今やつ

ているようなことよりもまだ公社のほうが、一歩前進ではないか。併しできるならば民間のほうを希望いたしますが、今言つたような点で不可能だという点から、暫らく公社止むを得ん。併し国際電信電話のほうは今後施設も相当要ると思つて、今は黒字が出ておりますけれども、先ずこれで足れりと思つて、先ずから、今後相当支出が出る。そういったことを、これは必ずしも黒字だとは考えられません。むしろ今ある政府の持つておるようなものが相当、価格の再評価をお考え願つて、そうして安いものも手えてやらんと、必ず赤字を出して行くということは今後考へられんし、このほうはできるならば、今のところならば民間でも先ずやれるのではないかと。そういう点から言ひまして、これは民間可なり、片つ方は公社の止むなき、まあこういう感じがしてはいるわけですか。

○山田節男君 これは現在国際電信電話部も官営でやつておつて、これは民間になりましてやはり公社の電信電話と非常に密接な関係がございまして、恐らく国際電信電話が国内の配達やると思いますが、そういうように考えますと、何も苦しんで民間にしなくても、而も儲かるものですか。ですからどうもこれは公社にして、一体にしておいたほうがいいんじゃないかと思つて、これはあなたも経営からのお考えですね、どうも私はそこに政府のポリシーがあるように思つて、私自然に思えるのですが、あなたは不自然にお感じになりませんか。

○参考人(中山均君) 私は不自然に……できるならば、先ほども申し上げたように民間にして一番能率よく行くというふうな感じがいたしました。できれば民間にいたしたいが、電信電話が今のところ資金その他の関係から、大きく行きますから、暫らく公社で、これは将来は民間にだん／＼移すというふうなことがありやせんかと思つて、まあ国際電信電話のほうはそれほどはありませぬから、早く民間になつて、そうして一般の便利をお図りになつたほうが……。戦前もこれはやはり御承知のようにやつておつた。これは戦時中に無理にさせられたというふうな、又他の外国への関係もありまして、大体官営でやつておる。このほうはまあ企業としておる……、政府の持つたもの高く評価されればまあ成り立つのではないかと。片つ方は非常に骨が折れる。非常に電信電話のほうはこれはちよつと赤字の直すのは、よほどの英断をして行かなければむずかしいから。併しまあこれも公社にすれば今よりもつと能率的なことを考へることもこれは不可能とは思いません。今よりも一歩前進だと、こんな感じが私にはしております。

○山田節男君 私の質問申上げたのは、例えばアメリカでは会社が国内電話もやり電信電話もやり、そうして海外へのやつとも同じ会社でやつておる。そうして国際、国内のものを一会社でやつておる。今回これを分担するといふ場合に、まあ官営から切離すという場合に、何も金の儲かつている国際電話と……、金の儲からんものを公社にして、儲かるものを民間にするということをしなさい、これはアメリカの会社でやつておるうちに、こちらも国際部門と、国内部門を一緒にやつたほうが経営的に赤字がカバーできるというところから、何も国際電信電話……、儲かるやつを民間にして、儲からん国内のを公社にするという、そういう分断するといふことは、経営面から御覧になり、或いは金を貸すという場合にはどちらがいいでしようかということをお伺いしておるのです。

○参考人(中山均君) まあ金を貸すという観点のみから言ひますれば、今言つたような、儲かるものも儲からんものもあるという、これは一緒に作つたほうがいいのじやないか、これは御尤もと思つて、併しどういふような電信電話の公社と、或いは民間の会社と、併し……、今後日本電信電話といふものと国際電信電話といふものを切離したほうが私は発達はいいところかと思つて、発達はそのほうがいいと思う。なか／＼これを一緒にしましたところから、今日その金融面でも一般の市場からこれは金を得ようといふことは、困難さは非常に強いですから、この点は一緒にしたからといつて必ずしも楽になると思ひませぬし、又国際電信電話のほうは今までのところでは黒字が出ておりますが、これも今後の相違な設備の改善を要して来ますと、そうしますと必ずしも樂觀して黒字が必ず出ると強う言つては非常に私は疑念を持つておるのです。今は黒字であつても、いろ／＼、先ほど言つたような資金の関係、或いは給料の関係その他は無論これは双方連絡が要りますし、今までもそうしたような連絡費その他が要りましたし、相当な経費は考へなければならぬ。発達はしますけれども、経費は考へなければならぬ。こ

ういふ点から行きますれば切離したつたほうが、むしろこれだけの部門から行きますれば利益がある。民間から得る金にしますれば、これを一緒にしたからといつてすぐたくさんの金がつくだろうかといつたところで、この点は一緒にしてしまつても大したことはないといふように考へます。

○委員(鈴木泰一君) 有難うございました。ほかに御質問ございませんか……、ごいませぬければ秋山さんにお願ひいたします。秋山さんお忙しいところを有難うございました。資料等も余りお手許に差上げなかつたと思つたのでございますが、実は先ほど中山さんに申上げたのでありますが、今度政府では従来官営でやつておりました電信電話を、官営のためにいろいろの制約もあつたし、自由な企業としての発達は処理できないといふことかから、国内部門は公社に、国際部門は公社にするというので、日本電信電話公社と、国際電信電話株式会社とが今提案されておるわけでございます。私どもも今審議いたしておるところでございますが、秋山さんの過去の御経験から、特に専売公社の経験とされてはいる／＼御意見もおありにならうと存じます。今日お出でを願つた次第でございます。お忙しいところをわざわざ御出席頂きましたことを感謝いたします。それではこれより秋山さんのお話を承りたいと思つて、

○参考人(秋山孝之輔君) 実は私電気通信事業についての知識は何にも持ち合せないのであります。初め公聴会にお呼び出しにあつた節に私の意見を申し上げても格別御参考にはならぬまいと、こう存じまして一応御辞退申上

に……できるならば、先ほども申し上げたように民間にして一番能率よく行くというふうな感じがいたしました。できれば民間にいたしたいが、電信電話が今のところ資金その他の関係から、大きく行きますから、暫らく公社で、これは将来は民間にだん／＼移すというふうなことがありやせんかと思つて、まあ国際電信電話のほうはそれほどはありませぬから、早く民間になつて、そうして一般の便利をお図りになつたほうが……。戦前もこれはやはり御承知のようにやつておつた。これは戦時中に無理にさせられたというふうな、又他の外国への関係もありまして、大体官営でやつておる。このほうはまあ企業としておる……、政府の持つたもの高く評価されればまあ成り立つのではないかと。片つ方は非常に骨が折れる。非常に電信電話のほうはこれはちよつと赤字の直すのは、よほどの英断をして行かなければむずかしいから。併しまあこれも公社にすれば今よりもつと能率的なことを考へることもこれは不可能とは思いません。今よりも一歩前進だと、こんな感じが私にはしております。

○山田節男君 私の質問申上げたのは、例えばアメリカでは会社が国内電話もやり電信電話もやり、そうして海外へのやつとも同じ会社でやつておる。そうして国際、国内のものを一会社でやつておる。今回これを分担するといふ場合に、まあ官営から切離すという場合に、何も金の儲かつている国際電話と……、金の儲からんものを公社にして、儲かるものを民間にするということをしなさい、これはアメリカの会社でやつておるうちに、こちらも国際部門と、国内部門を一緒にやつたほうが経営的に赤字がカバーできるというところから、何も国際電信電話……、儲かるやつを民間にして、儲からん国内のを公社にするという、そういう分断するといふことは、経営面から御覧になり、或いは金を貸すという場合にはどちらがいいでしようかということをお伺いしておるのです。

○参考人(中山均君) まあ金を貸すという観点のみから言ひますれば、今言つたような、儲かるものも儲からんものもあるという、これは一緒に作つたほうがいいのじやないか、これは御尤もと思つて、併しどういふような電信電話の公社と、或いは民間の会社と、併し……、今後日本電信電話といふものと国際電信電話といふものを切離したほうが私は発達はいいところかと思つて、発達はそのほうがいいと思う。なか／＼これを一緒にしましたところから、今日その金融面でも一般の市場からこれは金を得ようといふことは、困難さは非常に強いですから、この点は一緒にしたからといつて必ずしも楽になると思ひませぬし、又国際電信電話のほうは今までのところでは黒字が出ておりますが、これも今後の相違な設備の改善を要して来ますと、そうしますと必ずしも樂觀して黒字が必ず出ると強う言つては非常に私は疑念を持つておるのです。今は黒字であつても、いろ／＼、先ほど言つたような資金の関係、或いは給料の関係その他は無論これは双方連絡が要りますし、今までもそうしたような連絡費その他が要りましたし、相当な経費は考へなければならぬ。発達はしますけれども、経費は考へなければならぬ。こ

けたのでありますが、公社の経営について若干の知識を持つておるから公社というものについての私の考え方だけでもよろしいと、こういうふうなお話であつたように承知しております。

で、私は只今専売公社の責任者としてこの電気通信事業に対して公社のよしあしとすることを論ずることは実は差控えたいと存じておるのであります。今日も相成るべくはお尋ねにあずかつて速座なく申上げたいと存じますが、速記は実は差控えて頂きたいと、こういうふうにお話しておるのであります。余りフオーマルなお話は私は余り得意といたしませんし、又自分の目下担任しておる事業の關係からも極くインフオーマルにお話を申上げたほうがいいんじゃないかというふうにお話しております。なお概括したお話はもう皆さん堪能なかつたばかりでありますから申上げる必要もないので、ただポイント、ポイントについて何かお尋ねにあずかりましたら私の存じておる範囲において極く形式を除いてお話を申上げたいと思つておる。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をとめてお話を願つてよろしくごさいますか。

ス氏と、マツケイ無線電信会社副社長兼太平洋支那人のジェームス・フオムス・チャタートン氏の御両氏にお願いしたいと思つておる。御両氏に一言御挨拶いたします。

本日はお忙しいところを当委員会においで願ひまして、長くアメリカにおかれましては通信会社の経営に當られて御経験の深い御両氏に御意見を伺う機会を得ましたことは、私どもも有難く感謝いたしております。御案内にも差し上げておきました通り、当委員会におきましては、目下政府で我が国の電信電話事業を、国内部門におきましては公社に、国際部門に對しましては株式会社に移そうとしたておるのであります。私どもも只今審議中でございまして、皆様の御経験による貴重なお話を承わることができれば幸いと存じます。本日は誠に有難うございまして、只今からお二人にお願ひするのであります。御両氏からお話を承わつてから、そのあとで御両氏に對して御質問を申上げたいと存じます。チャタートン・バルケイ・ジェニングス氏にお願ひいたします。

○参考人(ジェニングス君)(森正一君 通訳) 委員長殿並びに皆様、今日我我をわざとここに御招待して頂いて有難うございまして。つきましては、今日私はRCAの会社の社長イングリッド中将からの、会議においでできるだけのことはやつてくれという意味の言葉を買ひに来たわけでありまして。御承知のように我々RCAは、過去三十年間元の通信省、その時は勿論郵便、電信電話という関係もありましたし、信の面において非常に日本政府の、つ

まり通信省にもいろいろお世話になつたわけでありまして、今日この法案の審議の中に我々も入れて頂きまして非常に感謝しているわけでありまして。併し、この審議がどういう結果にならうといえども、我々は依然として昔のその際がりを維持して行きたいわけでありまして、今日のこの審議は、一つは国内通信を公社にしたい、で、国際通信を国際電気通信という会社にしたいという目的だと私は聞いておるわけでありまして、つきましては、若し質問がありまして、その質問に對して我々の過去における経験から何か役に立つことがあるとすれば非常にうれしい次第でありまして、つきましてはこの会議が成功に終らんことを祈つております。

○委員長(鈴木恭一君) ジェームス・フオムス・チャタートンさんから……。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) 皆さんどうも有難うございまして。御承知のように私自身は現在のマツケイ会社に三十年間おるわけでありまして、通信のことについてもまあ少いながら経験して来たわけでありまして、若し今日この法案審議におきまして、私の過去の経験が幾ばくでも役に立つ、或いは皆さんの御参考にまなるといふ点がありましたらならば私は非常に喜ぶわけでありまして。どうか私はできるだけのことをいたしたいわけでありまして、よろしくお願ひいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 委員諸君にお願ひするのであります。御質問は、そのかたの名前をお選び頂いてお願ひしたいと思つておる。

○山田節男君 今日アメリカの二大会社であるI TアンドTの子会社のマツケイの副社長ミスター・チャタートン、RCA会社の日本代表のミスター・ジェニングス、お二方に来て頂いて、この法案審議に参考の意見を述べて頂く、誠に私にはいい機会を得たと思つております。殊に我々国会議員五名、参議院ではここに於けるミス

○参考人(ジェニングス君)(森正一君 通訳) 先ず電気通信省の能率化、効率化というところを前に私申上げたいことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

態にあつたかということをお先ず皆さん御承知だと思つておる。で、それを今日大抵のことではなかつたと思つておる。といふことは、その間にございまして日本は占領されておつたわけでありまして、併し皆さんの御努力によりまして現在のサービスが提供できるレベルまで通信事業を上げられたということは確かに偉大なる功績だと思つておる。併し、いふ事業を行う場合にはそこにおのずから制限、範囲があるのではないかと存じます。御承知のように国家というものはその政治と或いは行政機關で以てこれは運営して行かれるものでありまして、で、若しその政府の、或いは國家機關の一部が或る企業体の仕事を運営して行つたということになりま

す、結局その他の行政官庁と同じような規則或いは法律で以て運営して行かれることになりまして。それはその運営の面或いは会計の面においてもそうなるわけでありまして。併し、これは行政官庁或いは監督官庁としましては当然のことでありまして。併しここに現在あります通信という事業がほかの他の官庁と同じような規則で以て運営して行かれることには、そこに無理ができて来るのではないかと思つておる。併しこれは例えれば通信に携つておるかたの実力がないという意味ではないわけでありまして、この規則その他が或いは適切でなかつたとも言えるのではないかと思つておる。が、そういう法律或いは規則で以て縛られながら事業を行なつて行くことには、新しい面が出て来ない、又同時にその事業の悪いところを改善して行くとい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

ふことは、この戦争のために、戦争が終りまして電気通信省の施設並びにその従業員というものがどうい

意欲も勿論低下する面もあるわけであり、或いは若し新しいことを行おうとした場合には、必ずそういうチャンネルを通して、或いは他の政府機関と連絡をとりまして、それでその規則或いは法律を変えて行く手続が必要となるわけであり、即ちそういういたしますと、おのずから意欲というものが低下して行くことになるわけであり、併し私はここで、この通信事業としておきたいことは、この通信事業というものは必ず政府の統制が必要であらうというところは、これは一つの事実であり、アメリカにおきましても御承知のように連邦通信委員会というものがあつて、それで各通信会社の統制をしておるわけ、即ち FCC というものはアメリカにおきましてこれは一種のブレーキとも言えるわけであり、従つてどの国においても通信に対しては、政府の干渉とも言える、いわゆる或る一種のコントロールというものは絶対には必要だと私は思つておるわけであり、

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) アメリカ政府におきましても通信事業をどこまで民営にしていいか、或いは官営でいいかという問題につきましても相当議論があるわけであり、特に政府が或る事業を行うというに對しては昔から反感を持つていたわけであり、併し或る意味においては止むを得ない場合が現在もなきにしもあらずであります。特に政府職員というものは御承知のように安全性というものを先ず考へる。そうしますとそれは一般の民間事業におきましては、それよりほかにプライバシー・ビジネスという気持があるわけ

であります。併し政府職員というものは自分の安全性というものを考へて行けばそれで済むということも言えらるわけであり、ここに今度でござるが、一つは国内電気通信公社、一つは国際電気通信公社というものが別々にでき上つたというところは、私は実は強いて申しますと非常に賛成して居るわけ、この両者は国内通信と国際通信というものは、私は異質性というものは違つて居るわけであり、この両者を若し一つにしたならばこれは健全なる運営というものは余り望めないわけであり、勿論先ほどからお話がありましたように官営という面におきましては相当弱点というものはある、併し我々アメリカにおきましてもこれは官営というものはあり、でそこにおいてはやはり日本と同じような弱点はあるのじやないかと思われ、従つて今まで電気通信省の運営が余り能率的でなかつた、或いは効率的でなかつたというところは、その電気通信事業そのものが入つていたコンディション、状態というものが、それがなしたのではないかと思われ、ですからそれは止むを得なかつたとも考へるわけであり、併し或る政府機関が国際通信並びに国内通信をコントロールすることにつきましても、私自身は大賛成であり、併しこれは若し国内通信或いは国際通信というものをそのまま放任しておいたならば、或いは或る一定の標準のサービスというものを提供できなくなることもあるのではないかと思われ、特にこの両法案を見ますと、そこにある政府機関がやつぱり

りこれをコントロールするということ、なことを書いてあります。私はその面に対してそれを見まして特に賛成して居るわけであり、これは只今これはブリチッシュ・ワイアーレスという会社がありまして、現在のこの会社の能率が非常に低下しサービスも非常に悪くなつて居るがために、現在それを調査されているわけであり、併しこれは話こそ違いますが、アメリカにおいても国内通信と国際通信と一緒にしたいという話も大分前にあつたわけであり、我々は全部全面的にこれに反対して来たわけであり、私自身が関係しております国際通信の面のこと、我々は最小限の人員でもつて最大な能力を上げようとして居るわけであり、従つて最小の人数の人に最もいい給料を出しまして昇任の道を常に考へて居るわけであり、今度これを政府機関と比較して申上げますと、これは恐らく日本でも同じだと思われ、けれども、アメリカにおきましては政府職員というものはその年功で行くわけであり、実力その他は二次的になりまして何年勤めて必ずどこまで行くという工合になるわけであり、併し我々国際通信に關係して居る最小限の人員でもつて最大の能力を上げるといふことは、勿論過去の経験或いは年数というものは重く考へるべきけれども、そのほかに実力或いは責任感というものを常に念頭に置いて人事をやるといふことにおつておるのであります。

最後に一言申上げたいことは、この両法案は非常によくできておりまして、大体この両法案によつてこれは法律化され、必ず今までのその職員が持つていなかつた意欲というもの、初めて向上されるのではないかと思つて居るわけであり、併しこれは政府が運営をするというところは、私は反対であり、事業は事業としてこれは民営であるべきだといふ考へを持つて居るわけであり、

○山田節男君 一つは今回、日本電信電話公社は公社法案の中に経営の責任者である経営委員会というものを設けて、これは法案を御覧になつておればわかると思つて居るわけであり、併しこの経営委員会というものは、この法案によると決定機関であつて執行機関じゃない、而も経営委員は報酬を一文ももらわない、こういつたような最も重要な経営委員の制度を設けて執行部面に責任を持たないような、そういう経営委員制度というものは、これほど大膽な公社の事業に對しては、これほど行けるかどうかといふことです。これはアメリカでは例えばマツケイにしても、RCAにしても重役がたくさんおつて、その重役が執行機関として責任を持つて居る。でこの経営委員会の制度をアメリカの経験から或いはアメリカの状態から御覧になつて、この法案で定められているような経営委員会を以て、殊にこの通信事業が最も能率高く経営し得るかどうか、この点について御意見を伺いたいと思つて居る。これは御両君から。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) アメリカにおきましても向うのボード・ディレクターといふものと、やはりこれは無償でやつておるわけであり、ディレクターの仕事、職務は大体その会社の方針をきめる機関である、實際の執行面はその下のいわゆる執行機関がこれを実行して行く、これが上つて来まして、問題は経営委員会ですか、委員のところへ来まして、そこでもつて政策、方針を練るといふだけであるわけであり、大体その報酬というのはい一回出席しますと一人二十ドルよりもらわないのであります。併しこういうこともアメリカでもあります、例えばオフィシャール、社長、副社長、或いは副社長補佐のようなたが同時にその経営委員、ボード・ディレクターの中に入つておる場合があるといふことは、ボード・ディレクターといふものは、株主がポイントつまり、選定するわけであり、その下のオフィシャールといふものをその経営委員会において任命するわけであり、併しその経営委員会の委員であつて同時に下のメンバーであるといふこともあり得るわけであり、併し経営委員会そのものは運営に直接は關係してないわけであり、不在のかたもあるわけであり、

○山田節男君 RJAでは各部門の會計部、工務部、それから施設部、それから業務部、こういうところのチーフは皆副社長になつておる、これは重役であり兼執行機関、ところがこの法案の経営委員会というものは、ポリシーを定めるだけであつて、その決定機関で、執行機関でない、こういうような法案で政府が目的とするような責任の確立ができるかどうかといふことを非常に疑問に思つて居る。だからアメリカの今の例をお聞きしたのですが、これは重役が業務の執行面の最高責任者となる、そういうように



らない、と同時に経費に対して、特に固定資産に対して十分なる妥当なる収益を挙げた場合に、つまり連邦通信委員会からお叱りを受けるという工合になるわけでありませう。従つてその予算の獲得と予算の使い方とで、ものはいわゆる経営委員会のほうで行うわけでありませう。実際予算を使う面においては、これは経営委員会以下いわば専務の副社長がこれは責任を以てやる、その資料は勿論工務担当の副社長から入るわけでありませう。

○参考人(ジェニングス君)(森正一君 通訳) 先ほどこちらのチャタートン氏からも話がありましたように、その予算の面はこれは経営委員会です。全部やるわけでありませう。これは政策的な問題になりませうけれども、併しRCAの実際の報告は、各月の報告と或いは各四半期と常にFCC連邦通信委員会のほうには報告してなくてはならない。併しその報告は或る一定の様式がありませう、その様式に従つて報告しなければならぬ。従つて各通信会社は一定の様式に従つて報告して行きます。併しアメリカの連邦通信委員会という性格は、或いは少しよそより変つてくるかも知れませう。ということも、アメリカの連邦通信委員会というものは、つまり料金の面、一般の大衆からとる料金をどの程度に上げていいか、どの程度が最も妥当であるかという点に対して特に関心を持つておるわけでありませう。特にそれを監督して行つておるわけでありませう。或いは経営委員会のほうで以て施設拡張のための予算をとる、予算をとつたがために、或いは経営費が高くなつたから通信料金を上げたいという場合に、その連邦通信

委員会がそれが妥当かどうかという点をもつと突込んで調べるわけでありませう。従つて予算そのものを握つていける機関ではないわけでありませう。

○山田節男君 まだ二、三質問がありますが、時間も大分進んでおるようでありませう、私お願いしたいことは、ジェニングスさんにしてもそれからチャタートンさんにしてもいろいろこの問題について御意見がまだおありになるだらうし、今時間がないので私質問できませうが、なおこの両法案についてどういふふうにしたかというふうな御意見があれば、一つ御遠慮なく文書で委員会に提出して頂ければ我々として非常に幸いだと思ふ。この点をお願ひしてもう時間もありませんからこれで打ち切ります。

○委員長(鈴木春一君) ほかに御質問がありませうか。

○小笠原二三男君 このマツケイ等は民間会社でございますが、今度日本に作るうとするのも会社でございます。この会社にする理由として、国際的に外国のほうに会社経営、民間経営だから日本も民間経営で対応することが競争なり或いは能率を上げる上において都合がいい、こういうことが言われておるのですが、外国側の会社としましては、日本の経営主体が民間であろうが公社であろうが直営であろうが相手とする場合に不都合があるのかないのかお伺ひしたい。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) 今のつまり競争という意味がちょっとわからないのです。誰と競争するのか、やはり外国会社と競争するという意味かというわけですか。

○小笠原二三男君 今申しました競争

というのは、電波獲得等において国際的な競争ということですか。

○山田節男君 今小笠原委員が言われたのは、電波の獲得戦においても、或いは外国と能率の上で競争するために民間がいいのだということを言つておるわけですか。二つあるわけですか。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) それは日本のためですか。

○山田節男君 だから競争というものは二つの面がある。電波獲得の競争は民間のほうがいいということ、国際電話のサービスの、エンタープライズの方面でも民間がいいということをこの法案は言つておる。だからそれはどう思ふか。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) 私は民間であるということはその周波数の割当を獲得するという面においては絶対これは民間であるということが必要であると思ふわけでありませう。ということはその割当られた周波数を以て最大なるサービスを若し提供できなかつた場合には、そこにサービスというものが常に先に出て来ますから、そうしますと、その周波数の担当であるその政府の機関はその国際周波数の割当の会議において何とかしろというその気持も表示できるわけですか。同時に両法案を合せて考えますと、国際通信を民間にする、同時に又国内通信を公社にする、この二つの話が出ましたような場合にこれが国内の欠点であつたか或いは国際通信の場面の欠点であつたかというふうな面においてもそこに同じ国の通信ではありますけれども、国際通信と国内通信という場面においてもそこに競争的に組み合

うという面も出て来ますから、そういう意味において私はこれを民間であるということに賛成するわけでありませう。

○小笠原二三男君 もう一つマツケイのような外国会社で、現在のような日本の経営で不都合がございましたか。

○委員長(鈴木春一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(鈴木春一君) 速記を始めて下さい。

○小笠原二三男君 先ほどの質問は取消しましたもう一点伺ひますが、アメリカのほうに日本においても独占会社でなくて二つなり三つなり競争会社があるほうが外国としては都合がいいかどうか。

○参考人(チャタートン君)(森正一君 通訳) 日本の状態を考えまして、通信の状態からこれを国際通信の面を私は話しているわけでありませうけれども、現在、外国商社と日本は競争しておるものが多くて、むしろアメリカのほうに日本に一つの通信ができて、それもサービスが提供でき得る通信が、これは向うの中継で以て日本国内で以てそれをかすやと立派なものができるということをむしろ期待しておるわけでありませう、それで若し日本において同じような国際通信会社を或いは二つ作つてさうしてお互いに競争し合つた場合には、向うから見た場合決して向うでは有利ではない。むしろ日本の通信がお互いに競争し合つて目的を達せない場合があるのじやないかと思ひます。こういうわけですか。つまり向うの外国の通信のほうに日本の通信が一つだけ日本にあれば十分なん

です。そこで以てはかしてもらいたいわけですから、むしろこれは小さい日本の国において、二つもやつておられますかと思ひます。

○参考人(ジェニングス君)(森正一君 通訳) この両法案を見まして、これはちよつとその点が国際通信会社の法案を見ますと、この業務は国際通信を行うという旨の条項は入つておる。併しこの日本電信電話公社の法案を制限されておるというふうな意味合いの条項はないわけでありませう。従つてこの日本電信電話公社が国際通信を行なつてもいいのかもしれないわけでありませう。御承知のように我々はRCAのほうに競争というものを非常に歓迎しているのであります。我々は、御承知のように、RCAという会社はアメリカにおいて競争の上競争した結果、現在のRCAになつて来たわけでありませう。一八六〇年にケーブルで以て有線通信を始めて千九百年から大体無線通信というものをやつて来たのであります。その間において競争というものは相当あつたわけでありませう。皆さんからのお話のように、日本におきましても競争会社を作つたらどうかというふうな話もありませうけれども、私は日本に若し或いは国際通信会社というものを二つ作つた場合には、或いは二つ以上でも差支えない、各会社に周波数の割当というものを必ずやらなくちゃならぬ。現在は御承知のように国際周波数の割当というものは非常にむづかしいわけでありませう。従つて、そういう面におきましてその国全体から見

これは有利ではないと私は思うわけ  
あります。勿論今度この法案に基いて  
わざ／＼国際通信を民営にするとい  
うことは、これは勿論これらが成功する  
ということを前提としてやつてい  
るでありますから、最初からこれを二  
つの会社にして競争してどつちが倒れる  
かというようなことを考へる必要はな  
いと思ひます。特に若し一つ以上の会  
社があつたならば、その競争した結果  
だん／＼日本の経済力以て施設を改  
善するだけの力がなかつた場合、  
料金を上げなくちやならん、そ  
うすると送通料が下るといふようなこと  
がありまして、それでなおサービス  
を提供しようとした場合はサービスが悪  
くなるというやうな虞れがあります。  
従つて、現在は国際通信では一つの会  
社にして行つて、国会議員の皆さんが  
後日或いはこの一つよりも二つのほう  
がこれは成功するといふやうなお考へ  
をお持ちになつた場合には、そのとき  
にこの法律を改正するか或いは訂正す  
るかという方法をとつたほうが、現在  
の日本においてはいいじやないかと思  
ひます。

○山田節男君 このアメリカの国際電  
気通信会社ですね。RCA或いはマツ  
ケイ、或いはアメリカ・ケーブル電  
信株式会社とか、それからインターナシ  
ヨナル・テレフォン・アンド・テレグ  
ラフ・カンパニー、こゝういふ名前は一  
つのコッピイライト、著作権といいま  
すか、登録した名称かどうか、これを  
一つ聞きたい。

○参考人(ジェニングス君)(森正一君  
通訳) コッピイライトです。別にこ  
れは大したことではないですけれども、  
国際電信電話会社といふのを英語

で言いますと、インターナショナルテ  
レグラフ・アンド・テレフォン・カン  
パニーといふやうに翻訳しておるわけ  
であります。これを外国人が見ますと  
ITエントTの会社じやないかといふ、  
私は特にITエントTの会社ですか  
ら特に気にしておるわけでありませ  
れども、これはどこかITエントTの  
関係会社じやないか、そゝういふ印象を  
与える。或いはRCJといふ言葉を使  
われてもこれはRCAの関係会社じや  
ないかと思はれるので、これを日本独  
特の名で何かNYKが郵船会社で、O  
SKが大阪商船といふ工合に、何か国  
際電信電話だからKDDでもKDKで  
もいいが、そゝういふ社号にしたほう  
がいいじやないかと思ひます。

○山田節男君 そゝうすると、日本の国  
際電信電話会社はインターナシヨナ  
ル・テレグラフ・アンド・テレフォン・  
カンパニーで、アメリカの会社がイン  
ターナシヨナル・テレフォン・アンド  
・テレグラフで間違ひやすいから、K  
DDKで世界に通用させる、或いはジ  
ヤパン・オーバースー・テレグラフ・  
アンド・テレフォン・カンパニーでも  
いいですが、KDDKで十分だといふ  
のですね。

○参考人(チャタートン君)(森正一君  
通訳) KDDKでも或いはKDDで  
も十分だと思ひます。

○委員長(鈴木泰一君) それではこれ  
で終りたいと思ひますが、一言御挨拶  
申上げます。

本日はチャタートンさん並びにジェ  
ニングスさんにはお忙しいところを来て  
頂きまして、私も委員会のために、  
日本の通信の相手方であり又会社とし  
て長い経験を持たれましたかたとして

の御意見を拜聴しまして、私も審議  
の上に非常に参考になりましたことを  
厚く御礼申し上げます。有難うございま  
した。

本日はこれにて散会いたします。  
午後五時二十二分散会

昭和二十七年六月十七日印刷

昭和二十七年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所